

カスペルスキー販売規約

（規約の適用）

第1条 UQ コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「カスペルスキー販売規約」（以下「本規約」といいます。）により、株式会社 Kaspersky Labs Japan が著作権等の権利を有し、「カスペルスキー月額版」の名称で提供するソフトウェア製品及びそれに付随する各種情報等（以下総称して「本サービス」といいます。）を販売します。

（定義）

第2条 本規約で使用する用語の意味は、本規約に別段の定めがない限り、当社が定める「UQ 通信サービス契約約款」（以下「UQ 約款」といいます。）で定義する用語の意味に従うものとします。

2 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 利用契約	本規約に基づき当社から本サービスを購入するための契約
2 契約者	当社と利用契約を締結している者
3 会員契約	UQ 約款に定める会員契約であって、利用契約の申込みの際現に当社とその申込みをした者との間に締結されているもの

（本サービスの提供主体）

第3条 本サービスは、株式会社 Kaspersky Labs Japan が提供します。

（契約の単位）

第4条 当社は、1 の会員契約ごとに1 の利用契約を締結します。

（申込者の条件）

第5条 利用契約の申込みをすることができる者は、現に料金契約を締結している UQ 契約者とします。

（申込みの方法）

第6条 利用契約の申込みは、当社所定の方法により行っていただきます。

2 前項の場合において、利用契約の申込みをしようとする者は、本規約のほか、当社が定める「エンタメマーケット規約」及び株式会社 Kaspersky Labs Japan が定める「KASPERSKY LAB 製品に関する使用許諾契約書」（以下「ライセンス契約」といいます。）に同意のうえで申し込んでいただきます。

（申込みの承諾）

第7条 当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込内容に虚偽事項、誤記又は記入漏れがあるとき。
- (2) 利用契約の申込みをした者が、本規約により生じる債務の支払いを怠るおそれがあるとき。
- (3) 利用契約の申込みをした者が、UQ 約款に定める利用停止の要件に該当し、UQ 通信サービスの利用を停止され、又はその料金契約若しくは会員契約を解除されたことがあるとき。
- (4) 利用契約の申込みをした者が本規約又はライセンス契約に違反したことがあるとき。

- (5) 利用契約の申込みをした者が指定した会員契約に料金契約が属していないとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 4 利用契約は、当社がウェブページにその申込みを受け付けた旨を表示した時点で成立するものとします。
- 5 前項の場合において、当社は、その翌日以降に順次、ソフトウェアのダウンロードに必要な情報を、契約者が UQ 通信サービスの契約者連絡先として登録しているメールアドレス宛てに通知するものとします。
- 6 ライセンス契約は、利用契約と同時に成立するものとします。

(利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第 8 条 契約者が利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、第三者へ譲渡することができません。

(契約者が行う利用契約の解除)

第 9 条 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、利用契約は、当社にその通知が到達した日を含む料金月の末日をもって終了します。

(当社が行う利用契約の解除)

第 10 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対し何ら催告等を行うことなく、その利用契約を解除できるものとします。

- (1) 契約者が本規約に違反したと当社が判断したとき。
 - (2) 契約者がライセンス契約に違反したと株式会社 Kaspersky Labs Japan が判断したとき。
 - (3) ライセンス契約が終了したことを当社が認知したとき。
 - (4) その他利用契約を継続することが不適当と当社が判断したとき。
- 2 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

(利用契約の終了)

第 11 条 利用契約は、前 2 条によるほか、次の各号のいずれかに該当した場合は、その事象が発生した日を含む料金月の末日をもって終了するものとします。

- (1) 会員契約が終了したとき。
 - (2) 会員契約に属する料金契約がなくなったとき。
- 2 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

(本サービスの利用停止)

第 12 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対し何ら催告等を行うことなく、その契約者による本サービスの利用を直ちに停止できるものとします。

- (1) 契約者が本規約に違反したと当社が判断したとき。
 - (2) 契約者がライセンス契約に違反したと株式会社 Kaspersky Labs Japan が判断したとき。
 - (3) UQ 約款の定めによりその契約者の UQ 通信サービスの利用を停止したとき。
 - (4) その他当社又は株式会社 Kaspersky Labs Japan が何らかの緊急性を認めたとき。
- 2 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

(月額利用料金の支払義務)

第 13 条 契約者は、利用契約が成立した日を含む料金月（その会員契約の下で初めて成立した利用契約にあつては、その翌々料金月とします。）から起算してその利用契約が終了した日を含む料金月までの期間について、下表に定める月額利用料金を支払っていただきます。なお、月額利用料金の日割りは行いません。

区 分	料金額（税込額）
月額利用料金	1 利用契約ごとに月額 550 円

（月額利用料金の支払い）

第 14 条 当社は、本規約に別段の定めがない限り、月額利用料金の減額及び免除並びに受領済みの月額利用料金の返金を行いません。

2 契約者は、当社が「エンタメマーケット規約」の定めに従って月額利用料金を支払っていただきます。

（免責）

第 15 条 当社は、本サービスの購入に関連して契約者が被った損害等について、当社の故意又は重大な過失により発生した場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

附 則（12-UQ-営推 002 号）

（実施時期）

1 本規約は、平成 24 年 12 月 5 日から実施します。

（経過措置）

2 本規約実施の日から平成 25 年 4 月末までの間に初めて締結した利用契約については、本規約の規定にかかわらず、その利用契約が成立した日を含む料金月及びその翌料金月の月額利用料金の支払いを要しません。

附 則（13-UQ-営推 002 号）

本改正規定は、平成 25 年 2 月 26 日から実施します。

附 則（13-UQ-営推 011 号）

（実施時期）

1 本改正規定は、平成 25 年 5 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 本改正規定実施の日から平成 25 年 7 月 31 日までの間に締結した利用契約であつて、その会員契約の下で初めて締結したものについては、本規約の規定にかかわらず、その締結日を含む料金月及びその翌料金月の月額利用料金の支払いを要しません。

附 則（13-UQ-営推 013 号）

本改正規定は、平成 25 年 6 月 20 日から実施します。

附 則（13-UQ-営推 020 号）

（実施時期）

1 本改正規定は、平成 25 年 8 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 本改正規定実施の日から平成 25 年 8 月 31 日までの間に締結した利用契約であつて、その会員契約の下で初めて締結したものについては、本規約の規定にかかわらず、その締結日を含む料金月及びその翌料金月の月額利用料金の支払いを要しません。

附 則（14-UQ-営推 007 号）
本改正規定は、平成 26 年 2 月 20 日から実施します。

附 則（14-UQ-営推 017 号）
本改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

附 則（20-UQ-営企-004 号）
本改正規定は、令和 2 年 3 月 18 日から実施します。

附 則（21-UQ-営企-011 号）
本改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。